

いのち支える糸満市自殺対策計画【概要版】

～誰も自殺に追い込まれることのない糸満市の実現を目指して～

計画の趣旨

平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、自殺対策に関する必要な支援を受けることができるようすべての自治体で「自殺対策計画」を策定することとされました。

本市においても自殺はその多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて認識し、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、自殺対策の目的と基本方針及び基本施策等を示した「いのち支える糸満市自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進	2. 関連施策との有機的な連携の強化
3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動	4. 実践と啓発を両輪として推進
5. 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

計画の期間

令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします



目標

項目	現状値 令和 4 年度	目標値 令和 10 年度
人口 10 万人あたりの自殺死亡者数 (自殺死亡率) ※1	16.0 人	11.2 人

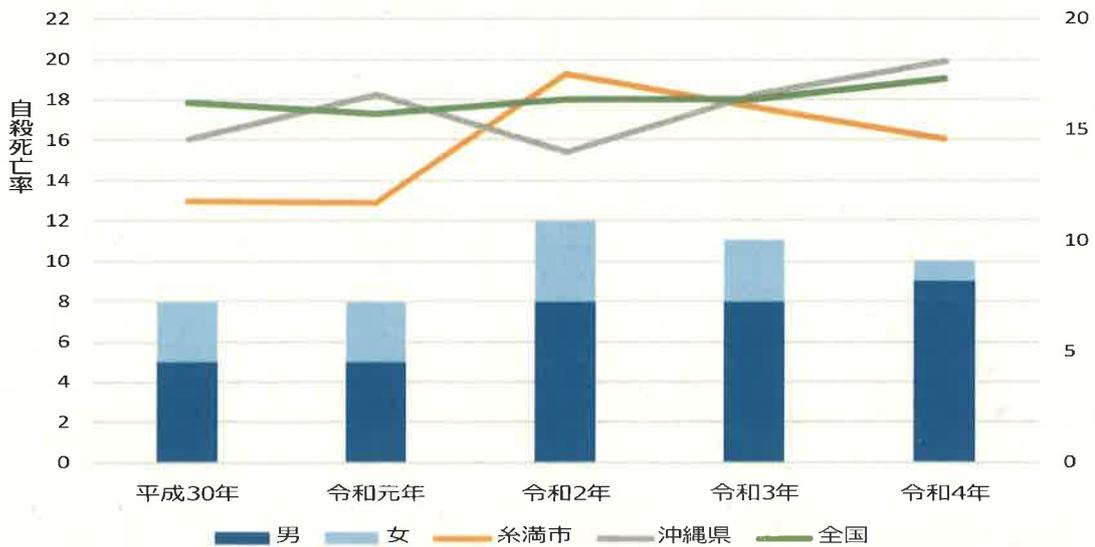
※1 自殺死亡率・・・自殺死亡者÷人口×100,000

糸満市の自殺の現状と課題

1. 自殺者数

本市における自殺者数は平成30年から令和4年において、男性の自殺者数が女性の自殺者数を上回っており、総数で49人、男性35人、女性14人となっています。自殺死亡率は令和2年に19.3人と一度増加に転じ、全国及び沖縄県より高くなったのち、令和3年に17.6人、令和4年16人と減少し続け、現在は国及び沖縄県より低い傾向となっています。

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自殺者数	男	5	5	8	8	9
	女	3	3	4	3	1
	合計(人)	8	8	12	11	10
自殺死亡率	糸満市	13	12.9	19.3	17.6	16
	沖縄県	14.6	16.6	14	16.6	18.1
	全国	16.2	15.7	16.4	16.4	17.3



出典)自殺の統計：地域における自殺の基礎資料(内閣府及び厚生労働省)

2. 糸満市の主な自殺の特徴

自殺総合対策推進センターから出された「地域自殺実態プロファイル」によると、本市の自殺の特徴は「高齢者」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」の3つとされており、本計画ではこの3つを重点施策として位置づけます

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の危機経路
男性60歳以上無職独居	7	14.30%	失業(退職)+死別・離別→うつ状態 →将来生活への悲観→自殺
男性60歳以上無職同居	6	12.20%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み (疲れ)+身体疾患→自殺
男性40~59歳無職同居	4	8.20%	失業→生活苦→借金苦+家族間の不和 →うつ状態→自殺
男性20~39歳無職同居	3	6.10%	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の 不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観 →うつ状態→自殺
女性20~39歳無職同居	3	6.10%	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み →うつ状態→自殺

出典)自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」(H30~R4年間合計)

基本施策



1. 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進するにあたり、地域におけるネットワークの強化が重要となります。自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、地域の実情に沿った自殺対策を保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の連携の下、切れ目のない支援体制を構築していきます。

- ①重層的支援体制整備事業において庁内関係部局での連携を図る
- ②健康づくり推進協議会等を活用し関係機関との連携を図る

2. 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを支える優れた人材がいてこそ機能します。そのための人材育成を推進していきます。身近な地域で支え手となる市民を増やし、様々な分野の専門家や関係者に自殺対策の視点を持ってもらうための研修等を行います。

- ①市民、関係団体向けのゲートキーパー養成講座の開催
- ②市職員・教職員向けゲートキーパー養成講座の開催

3. 住民への啓発と周知

市民一人ひとりが自殺や自殺に陥った人達への誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であることを認識してもらうよう啓発していきます。また、自殺に関連した相談窓口についても広く住民へ啓発していきます。

- ①9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間での啓発
- ②パンフレットの配布、ホームページでの広報周知

4. 自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂者の多くが、精神的健康問題、借金・経済問題、家庭、勤務問題等様々な問題を複合的に抱えており、適切な支援が確実に提供される体制を整備していきます。

- ①こころの健康相談等の各種相談支援体制の充実に努めます
- ②保健所や医療機関、市民団体などとの連携を図ります

5. 自死遺族等への支援の充実

自殺は家族や友人だけではなく、地域、学校や職場にも大きな影響を与えます。しかし、社会にはいまだ自殺に対する偏見があります。本市では、自死遺族等、当人がおかれた状況を理解し、適切な支援が行われるよう体制を整備していきます。

- ①医療機関等、様々な関係機関と連携を図り、切れ目のない包括的な支援に努めます
- ②遺族のこころの相談の実施、自死遺族の会等の情報提供を行います

6. 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

児童生徒が命の大切さを実感できるだけでなく、社会において直面する様々な困難・ストレスへの対処法を身に着けるための教育(SOSの出し方に関する教育)の実施に向けた環境づくりを進めます。

- ①いのちの大切さについての教育を行えるよう、教職員の研修に取り組みます
- ②SOSの出し方に関するチラシの配布等の取り組みを行います

重点施策



1. 高齢者の自殺対策の推進

高齢者は、加齢による心身の低下や疾病の発症や悪化、死別や離別、生きがいや役割の喪失、孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に高齢者の自殺リスクは急速に高まることがあります。高齢者の自殺を予防するために、高齢者の支援施策を引き続き推進し、相談窓口の周知、関係機関の連携の強化に努め、高齢者が生きがいを持って生活できるような地域づくりを目指します。

- ① 高齢者の健康づくり・介護予防の推進
- ② 高齢者への相談支援
- ③ 高齢者の孤立の防止・生きがい活動の支援



2. 生活困窮者の自殺対策の推進

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。生活困窮者の背景は様々で、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、自殺に至らないよう支援につなぐ取組と、関係機関が連携し、包括的な生きる支援を図っていきます。

- ① 各課の連携の強化
- ② 生活困窮者への支援の充実



3. 無職者・失業者の自殺対策の推進

無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障害や人間関係の問題等を抱えている場合もあります。勤労世代の無職者・失業者は孤立しやすく、SOSを発信しづらい傾向にあるため、自殺リスクの高さを念頭に、多職種、他分野で連携した支援に努めます。

- ① 各課の連携の強化
- ② 無職者・失業への支援の充実



発行：令和6年10月

編集：糸満市 市民健康部 健康推進課

TEL：098-840-8126